行政常任委員会報告事項

令和5年8月31日 委員会室

- 1 消防本部
 - (1) 夕張市火災予防条例の一部改正について
- 2 教育課
 - (1) 石炭博物館模擬坑道復旧工事の延長について
- 3 地域振興課
 - (1) 市外線の自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)について
- 4 建設課
 - (1) 夕張市庁舎建設基本構想の策定等について
- 5 保健福祉課
 - (1) 新市立診療所等における交通安全対策について
 - (2) 産婦人科・小児科オンラインの実施について
- 6 財政課
 - (1) 財政再生計画の変更について
 - (2) 令和5年度補正予算について(補正予算調書)
 - (3) 「国、北海道及び夕張市の三者協議」の開催結果について

行政常任委員会報告事項

令和5年 8月31日 消 防 本 部

1 夕張市火災予防条例の一部改正について (資料1、2)

夕張市火災予防条例の一部改正について

1 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年5月31日付け消防予第306号)が公布され、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準と対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部が改正されたことに伴い、夕張市火災予防条例を改正しようとするもの。

- 2 改正内容~新旧対照表のとおり
- 3 施行日 令和6年月1日から施行

夕張市火災予防条例(昭和37年条例第20号)新旧対照表	
現行	改正後(案)
(変電設備)	(変電設備)
第12条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下の	第12条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下の
もの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、	もの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、
構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければな	構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければな
らない。	らない。

(1)~(3) (略)

(3の2) キュービクル式のものにあっては、建築物等の 部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保 つこと。

(303)~(10)

2・3 (略)

(急速充電設備)

|第12条の2||急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電|第12条の2||急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電 気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭 和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車 又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号 において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に 充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力2 00キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)

(1)~(3)

建築物等の (302)部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保 つこと。

 $(303) \sim (10)$

2・3 (略)

(急速充電設備)

気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭 和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車 又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号 において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に 充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力2 00キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)

の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければ
ならない。
(1)~(3) (略)
(4) <u>雨水等</u> の浸入防止の措置を講ずること。
(5)~(18) (略)
2 (略)
(蓄電池設備)
第14条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積が
合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下
同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しない
ように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を
設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としな
いことができる。
2 (略)
3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を
講じたキュービクル式のものとしなければならない。

の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければ ならない。

- (1)~(3) (略)
- (4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (5)~(18) (略)
- 2 (略)

(蓄電池設備)

第14条 _____

蓄電池設備(蓄電池容量が

10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

- 2 (略)
- 3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備</u> (柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の	
位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第1	
2条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに <u>第</u>	
<u>2項並びに本条第1項</u> の規定を準用する。	
(火を使用する設備等の設置の届出)	
第50条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生	
のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置	•
しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含	
む。)は、あらかじめその旨を消防長に届出なければなら	
ない。	
(1)~(12) (略)	
(13) 蓄電池設備	
(14) • (15) (略)	
別表第3	•
【別記1 参照】	

備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の 位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第1 2条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第</u> 12条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第50条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生 のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置 しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含 む。)は、あらかじめその旨を消防長に届出なければなら ない。

(1)~(12) (略)

(13) 蓄電池設備<u>(蓄電池容量が20キロワット時以下のも</u> <u>のを除く。)</u>

(14) • (15) (略)

別表第3

【別記1 参照】

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器 具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこ れに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性 の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等 から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又 は防熱板までの距離をいう。

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器 具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこ れに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性 の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等 から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又 は防熱板までの距離をいう。

【別記1】

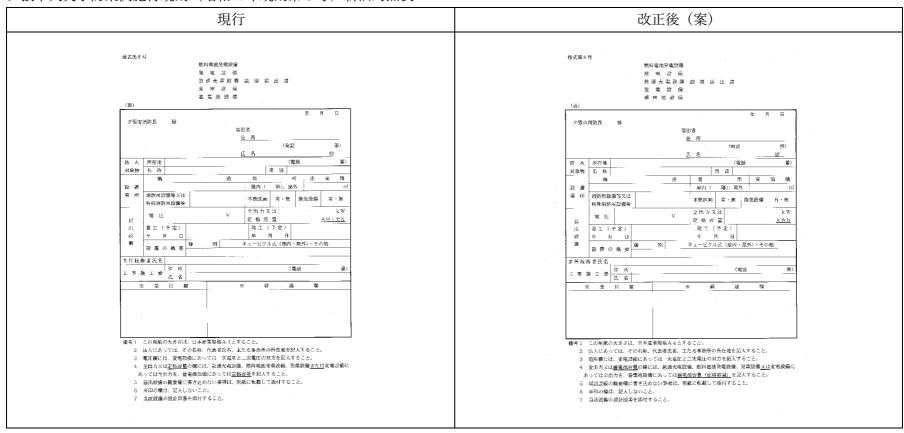
現行

					離隔距離(cm)					
							In. 1	lv. 1	- I A A A	1444.
					<u>入力</u>	<u>上方</u>	<u>側方</u>	<u>前方</u>	<u>後方</u>	<u>備考</u>
()	略)		,							
<u>厨</u>	<u>気</u>	<u>不燃以外</u>	開放式	組み込み型こんろ・グリドル付こんろ、キャビネッ	14kW以下	<u>100</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>注4 : 機器本</u>
房	体			ト型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ			<u>注4</u>		<u>注4</u>	体上方の
<u>設</u>	<u>燃</u>			<u>据置型レンジ</u>	21k W以下	<u>100</u>	<u>15</u> <u>注4</u>	<u>15</u>	<u>15</u> 注4	側方又は
<u>備</u>	<u>料</u>	<u>不燃</u>	開放式	<u>組み込み型こんろ・グリドル付こんろ、キャビネッ</u>	14kW以下	<u>80</u>	0		<u>0</u>	後方の離
				ト型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ						<u>隔距離を</u>
				据置型レンジ	21k W以下	80	0		0	示す。
				使用温度が800℃以上のもの		<u>250</u>	200	300	200	
	上記に分類されないもの			<u>使用温度が300℃以上800℃未満のもの</u>		<u>150</u>	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの		100	<u>50</u>	100	<u>50</u>	
()	略)			•	•		•	•		•

改正後 (案)

			Т	離隔距離 (cm)					
				入力	上方	側方	前方	後方	備考
(略)				1					1
ラ 気	不燃以外	開放式	組み込み型こんろ・グリドル付こんろ、キャビネッ	ッ 14kW以下	100	15	15	15	注4:機器本
事 体			ト型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ			注 4		注 4	体上方の
			据置型レンジ	21kW以下	100	15	15	15	
と 燃						注4		注 4	側方又は
計料	不燃	開放式	組み込み型こんろ・グリドル付こんろ、キャビネッ	ッ 14kW以下	80	0		0	後方の離
			 ト型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ						隔距離を
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	_	0	
	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器		100	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	─ 示す。 _
<u>固</u>	<u>不燃</u>	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器		<u>80</u>	<u>30</u>		<u>30</u>	
<u>燃</u>									
料									
		1	使用温度が800℃以上のもの		250	200	300	200	
上記	記に分類さ	れないもの	使用温度が300℃以上800℃未満のもの		150	100	200	100	
			使用温度が300℃未満のもの		100	50	100	50	

夕張市火災予防条例施行規則(昭和27年規則第3号)新旧対照表



行政常任委員会報告事項

令和5年8月31日 教育委員会

1. 石炭博物館模擬坑道復旧工事の延長について ・・・・・ 資料1

【経緯】

〇令和5年3月

消防本部とスプリンクラーを、坑道天盤部へ向けて放水するための設置協議を行うが、当初見込みの工法及び資材では、消防法上適切ではないことが判明

〇令和5年4月

模擬坑道火災が発生した経緯を踏まえ、坑道天盤部へ向けての放水は初 期消火に欠かせないことから、設計の手直しが必要と判断

〇令和5年6月

設計の手直しにより、工期が大幅に延長となる見込み。

〇令和5年7月~8月

文化庁、道教委、空知振興局、指定管理者に工期の延長について説明

【今後の予定】

令和5年10月 設計手直し完了(事業費確定)

リ 12月 財政再生計画・補正予算

※事業費の増額が生じた場合

令和6年 2月 仮契約

11 3月 本契約・建築工事及び設備工事着工

令和7年 3月 竣工

11 4月 模擬坑道観覧再開

行政常任委員会報告事項

令和 5 年 8 月 3 1 日 地 域 振 興 課

1. 市外線の自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)について

令和5年度 第2回 夕張市地域公共交通活性化協議会 次 第

日時:令和5年8月23日(水)

10 時 00 分~

場所: 夕張市役所 4 階会議室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協議事項

市外線の自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)の実施に ついて

- 4 その他
- 5 閉 会

夕張市 市外線の自家用有償旅客運送の運行について

- ○実施主体 夕張市
- ○運行形態 自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)
- ○運行方法 デマンド運行 (予約があった場合のみの運行)
- ○運行委託事業者

丸北ハイヤー有限会社

夕張第一交通株式会社

※運行する車両については、運行委託事業者の車両にて運行する。

○運行開始時期

令和5年10月1日

○運行の種類

区域運行(運行ルートを固定せず、予約のあった場所を運行する方法)

○運行地区

紅葉山地区〜沼ノ沢地区〜清水沢地区〜若菜地区〜鹿の谷地区〜本町地区〜富野地区〜栗山町〜長沼町

- ・市内の乗降場所 夕鉄バスの停留所付近
- ・市外の乗降場所 栗山日赤病院前付近、JR栗山駅前付近、町立長沼病院前付近、 JRバス長沼町役場バス停付近

※道路交通法により、バス停から 10m以上離れた場所にて乗降を行う。

○運行回数

1日8便(4往復)

夕張市→栗山町→長沼町4便、長沼町→栗山町→夕張市4便 毎日運行

※夕鉄バスは市外2路線で1日7往復運行していたが、実態調査の結果を踏まえ、特に利用者の少ない昼の時間帯の運行本数を減らすことにより、交通事業者や市の費用負担が軽減でき、持続可能な運行を維持することができると判断したため、1日4往復とした。

○運行時刻

(1) 夕張発

- ①新夕張駅前発6:40→栗山駅前発7:50→JRバス長沼町役場バス停付近着8:15
- ②新夕張駅前発8:15→栗山駅前発9:25→JRバス長沼町役場バス停付近着9:50
- ③新夕張駅前発 13:20→栗山駅前発 14:30→JRバス長沼町役場バス停付近着 14:55
- ④新夕張駅前発 16:55→栗山駅前発 18:05→JRバス長沼町役場バス停付近着 18:30

(2) 長沼発

- ① J Rバス長沼町役場バス停付近発 9:15→栗山駅前発 9:40→新夕張駅前着 10:50
- ② J R バス長沼町役場バス停付近発 11:10→栗山駅前発 11:35→新夕張駅前着 12:45
- ③ J R バス長沼町役場バス停付近発 15:15→栗山駅前発 15:40→新夕張駅前着 16:50
- ④ J R バス長沼町役場バス停付近発 18:40→栗山駅前発 19:05→新夕張駅前着 20:15

夕張発と長沼発とも、①と③が丸北ハイヤー、②と④夕張第一交通

○利用者登録

利用希望者は、事前登録制 市に申請書を提出してもらう。

○デマンドバスを利用できる者 夕張市民又は観光旅客その他の夕張市を来訪する者

○利用条件

夕張市内から夕張市外への移動または、夕張市外から夕張市内への移動 ただし、富野地区の方は市内間のみでの乗降も可とする。

○予約方法

予約は、原則、運行前日の16:00まで電話予約(予定)

※交通事業者については、スクールバス等、他の業務も請け負っており、前日まで に、運行シフトを決める必要があるため。

予約の受付業務は事業者に委託する。

○利用料金

資料4のとおり

○乗車定員

- ・運行時刻の①と③は24名
- ・運行時刻の②と④は9名

※定員となった後に、予約の申込があった場合は、その日の空いている便や他の日の利用をお願いする。

ダイヤ(案)

夕張(新夕張)~栗山~長沼(1日4便)

新夕張~社光~栗山~長沼ルート

- ·夕張~栗山(距離44km、所要時間1時間10分)
- •栗山~長沼(距離11km、所要時間25分)
- 〇夕張~栗山~長沼 片道距離55km 片道所要時間 1時間35分 (往復距離110km 往復運行時間 3時間10分)

(案)

夕張(新夕張)~栗山~長沼(1日4便)

(1)夕張発

- ①新夕張駅付近6:40発→栗山駅付近着7:50→JRバス長沼町役場付近着8:15
 - ※乗換 栗山駅8:30発→札幌駅着9:42(高速くりやま号)
 - ※乗換 栗山駅8:15発→岩見沢ターミナル着8:56(中央バス)
 - ※乗換 JRバス町立長沼役場8:26発→大谷地ターミナル9:27(JRバス)
- ②新夕張駅付近8:15発→栗山駅付近着9:25→JRバス長沼町役場付近着9:50
 - ※乗換 栗山駅10:30発→札幌駅着12:42(高速くりやま号)
 - ※乗換 栗山駅9:35発→岩見沢ターミナル着10:18(中央バス)
 - ※乗換 JRバス長沼町役場10:13発→大谷地バスターミナル着11:14(JRバス)
- ③新夕張駅付近13:20発→栗山駅付近着14:30→JRバス長沼町役場付近着14:55
 - ※乗換 栗山駅15:00発→札幌駅着16:12(高速くりやま号)
 - ※乗換 栗山駅15:15発→岩見沢ターミナル着15:56(中央バス)
 - ※乗換 JRバス長沼町役場15:13発→大谷地バスターミナル着16:16(JRバス)
- ④新夕張駅付近16:55発→栗山駅着18:05→JRバス長沼町役場着18:30
 - ※乗換 栗山駅18:20発→岩見沢ターミナル着19:01(中央バス)
 - ※乗換 JRバス長沼町役場18:48発→大谷地バスターミナル着19:48着(JRバス)

(案)夕張(新夕張)~栗山~長沼(1日4便)

(2)長沼発

- ①JRバス長沼町役場付近9:15発→栗山駅付近9:40発→新夕張付近着10:50
 - ※乗換 大谷地ターミナル7:50発→JRバス長沼町役場着8:53(JRバス)
 - ※乗換 岩見沢ターミナル8:10発→栗山駅着8:52(中央バス)
- ②JRバス長沼町役場付近11:10発→栗山駅付近発11:35→新夕張駅付近着12:45
 - ※乗換 大谷地ターミナル10:00発→JRバス長沼町役場着10:58着(JRバス)
 - ※乗換 岩見沢ターミナル10:15発→栗山駅着10:57(中央バス)
- ③JRバス長沼町役場付近15:15発→栗山駅付近発15:40→新夕張駅付近着16:50
 - ※乗換 大谷地ターミナル14:00発→JRバス長沼町役場着14:58(JRバス)
 - ※乗換 岩見沢ターミナル14:35発→栗山駅着15:17(中央バス)
- ④JRバス長沼町役場付近18:40発→栗山駅付近発19:05発→新夕張駅付近着20:15
 - ※ 乗換 大谷地ターミナル17:25発→JRバス長沼町役場着18:25
 - ※ 乗換 札幌駅17:35発→栗山駅着18:47(高速くりやま号)
 - ※ 乗換 岩見沢ターミナル18:05発→栗山駅着18:47(中央バス)

資料3

(1) 新夕張発(夕張市→栗山町→長沼町)

	5分		5分		15分	5分		5分	5分	r	5分		25分		25分
新夕張駅発 ·新夕張駅前付近 ·博愛者前付近 ·紅葉橋付近	\rightarrow	沼ノ沢発 ・六部入口付近 ・沼ノ沢付近 ・夕張農協前付近 ・豊田橋付近 ・二部会館付近 ・二部会館付近	\rightarrow	南清水沢発 ・熊の沢付近 ・夕張高校付近 ・有清水沢2丁目付近 ・りすた ・南清水沢4丁目付近 ・りすた ・南清水沢4丁目付近 ・公設市場前付付近 ・工業団地入口付近 ・清陸町付近 ・清陸町付近 ・宮前町付近 ・宮前町付近 ・清水沢3丁目付近 ・清水沢3丁目付近 ・葬斎苑前付近	若菜発 ・温泉橋付近・虹ヶ丘付近・虹ヶ丘付近・平和運動公園前付:・黄色いハンカチ思出ひろば前付近・若菜市街付近・若菜9番地付近・夕鉄本社バスターナル	→ ·	鹿の谷発 ・ときわ入口付近 ・鹿の谷3丁目付近 ・鹿の谷3丁目付近 ・鹿の谷40丁目付近	本町発 ・末広1丁目付近 ・夕張郵便局前付近 ・レースイリゾートi 付近 ・本町6丁目付近 ・本町4丁目付近 ・ホテルシューパロi 付近 ・夕張市立診療所前で 近 ・夕張神社前付近 ・夕張市石炭博物館で	前 → 付	夕張テニスコート付近発 ・夕張テニスコート前付近 ・文化スポーツセンター前付近	\rightarrow	富野発 ・一線の沢付近 ・富野付近 ・天理教前付近 ・二岐橋付近	\rightarrow	栗山町発 ・栗山町赤前付近 ・栗山駅前付近	長沼町着 ・町立長沼病院前 近 ・長沼町役場前付
始発 ①6:40		16:45		16:50	①7:05		17:10	①7:15		17:20		17:25	(17:50	18:15
②8:15		②8:20		②8:25	②8:40		28:45	②8:50		28:55		29:00	(29:25	29:50
313:20		313:25		313:30	313:45		313:50	313:55		314:00		314:05	(314:30	314:55
4 16:55		417:00		417:05	417:20		417:25	417:30		4)17:35		4)17:40	(418:05	4 18:30

(2) 長沼発(長沼町→栗山町→夕張市)

(2) Mile (Mile)	25分		25分		10分 1		5分 1		5分		15分		5分		5分 1	
長沼町着 ・長沼町役場前付近 ・町立長沼病院前付近	→	栗山町発 ・栗山駅前付近 ・栗山日赤前付近	\rightarrow	富野発 ・二岐橋付近 ・天理教前付近 ・富野付近 ・高野付近 ・一線の沢付近	→	鹿の谷発 ・文化スポーツセンター前付近 ・夕張テニスコート前付近 ・ときわ入口付近 ・鹿の谷3丁目付近 ・鹿の谷3丁目付近 ・鹿の谷1丁目付近	→	本町発 ・末広1丁目付近 ・夕張郵便局前付近 ・レースイリゾート前 ・付近 ・本町4丁目付近 ・本町4丁目付近 ・ホテルシューパロ前 ・付診療所前付 ・ク張市立近 ・タ張市石炭博物館付 ・ケ張市石炭	\rightarrow	着菜発 ・ 夕鉄本社バスターミナル付近 ・ 若菜9番地付近 ・ 若菜9番地付近 ・ 苦菜市街付近 ・ 黄色いハンカチ思い 出ひろば前付近 ・ 平和運動公園前付近 ・ 塩泉橋付近	\rightarrow	南清水沢発 ・葬斎苑前付近 ・清水沢2丁目付近 ・清水沢3丁目付近 ・清水沢3丁目付近 ・清水沢3丁目付近 ・清水沢部町付近 ・ゆうばり小学校付 近 ・清陵橋の口付近 ・清陵橋の口付近 ・工業団市場前付近・工業団市場前付近・な設設、名計が、11日付近・カリすた ・南清水沢2丁目付近・泉の沢付近・熊の沢付近	\rightarrow	沼ノ沢発 ・清沼橋付近 ・二部会館付近 ・豊田橋付近 ・身張農協前付近 ・沼ノ沢付近 ・ 流の入口付近	→	新夕張駅着 ・紅葉橋付近 ・博愛者前付近 ・新夕張駅前付近
始発 ①9:15		19:40		①10:05	=	110:15	=	110:20		①10:25		110:40		①10:45		110:50
211:10		211:35		②12:00		212:10		212:15		212:20		②12:35		②12:40		②12:45
③15:15		315:40		316:05		316:15		316:20		316:25		③16:40		316:45		316:50
④18:40		④19:05		419:30		419:40		419:45		419:50		420:05		420:10		420:15

※必ず予約した乗車場所で発車の10分前までにお越しいただき、お待ちください。 予約の無い場所では車両はとまりません。

※夕張市内間のみでの利用はできません。

夕張市から栗山町・長沼町へ、または長沼町・栗山町から夕張市への利用が必要です。 ただし、富野地区の方については、夕張市内のみの利用も可能です。

自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)の利用料金について

夕張市が実施する市外線の自家用有償旅客運送に係る利用者料金は次のとおりとする。

○運行区間:夕張市~栗山町~長沼町

料金:片道600円

現行の路線バスでの「夕張市から新札幌」の料金を鑑み、長沼町から他の公共交通への乗継料金を踏まえ、片道600円とする。

ただし、次の者の料金は300円とする。

·身体障害者手帳2種 本人

・身体障害者手帳1種 本人及び介助者で同行させる者

·療育手帳B種 本人

・療育手帳 A種 本人及介助者で同行させる者

• 小学生以下

なお、富野地区住民の夕張市内間の利用については、現行の市内の一部区間 で行っている自家用有償旅客運送と同額の片道200円とする。

【申請様式第2号】

自 家 用 有 償 旅 客 運 送

7	札幌 運輸支局長 殿									申請年月日 令和5年8月				年8月	日
	住	所	ー タ張市	068 (本町	3 — [4丁目2	04	92					フリガナ 担当者		フタナヘ゛	
申請者等		Jガナ 	ユウバリシ	,								<u>氏</u> 名 担当者 所 属			
者等	名 フ	称 Jガナ	タ張市アツヤッ										123-52-	-3141/	0123-52-105
	代表	長者名 厚谷 司										E−mail アト゛レス	ybrkai	@city.y	/ubari.lg.jp
登録: 月日		平成294	年9月8日	日星	登録番号	北札	市交货	第 1 ⁻	7 号	種別	■ 交i	通 空白地有	償運送	□ 福初	上有償運送
	変更しようとする項目 又は 変更した項目														
1	① 自家用有償旅客運送の種別 ② 路線 ③ 運送の区域 ④ 名称 ⑤ 住所 ⑥ 代表者														
7	事	外所の の	名称 (8 4	事務所の値	立置	9	運送	しよう	とする旅	客の範	囲			
10	事	業者協:	力型自	家用る	有償旅客	運送	を行う	かど	うかの	別					
11)	① 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所														
$\bigcirc{12}$)事	务所ごと	上に配置	する	自家用有	育償旅	客運	送自	動車の	り数及び-	その種	別ごとの	数		
							新	旧文	讨 照	表(■別	紙のとお	IJ)		
項目	番号				新								B		
	実施	予定日			令和5年	10月	1日	·	業務を	廃止した	※ă c日	E1	年	月	日
紛失	したさ	登録証(の交付	番号	紛失した	登録	証の3	交付年	F月日		登録	禄証を紛:	失した経	E緯等	
		第		号		年	月	日			另	添顛末	書のと	おり	

※注1 業務廃止届書の提出の際は、交付を受けていた「登録証」を返納して下さい。

変 更 事 項 新 旧 表

Г	1 白	家田	右僧	軍送	の頽	配別
		≫ / T	I'HIE	ᆿᇉᇌ	ひょかる	ויו/ פ

新	IΒ					
□ 交通空白地有償運送	□ 交通空白地有償運送					
□ 福祉有償運送	□ 福祉有償運送					

□ 路線

系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地	キロ程	変更概要
	起点	km	□ 新 設□ 経路延長
	終点		□ 経路変更 □ 経路短縮
	(主な経過地)		□ 廃 止
	起点	km	□ 新 設□ 経路延長
	終点		□ 経路変更 □ 経路短縮
	(主な経過地)		□ 廃 止
	起点	km	□ 新 設□ 経路延長
			□ 経路変更
	(主な経過地)		□ 経路短縮□ 廃 止
	起点	km	□ 新 設 □ 経路延長
	終点		□ 経路変更
	(主な経過地)		□ 経路短縮□ 廃 止
	起点	km	□ 新 設□ 経路延長
	終点		□ 経路変更
	(主な経過地)		□ 経路短縮□ 廃 止

■ 運送の区域

新	IΒ
夕張市、栗山町、長沼町	

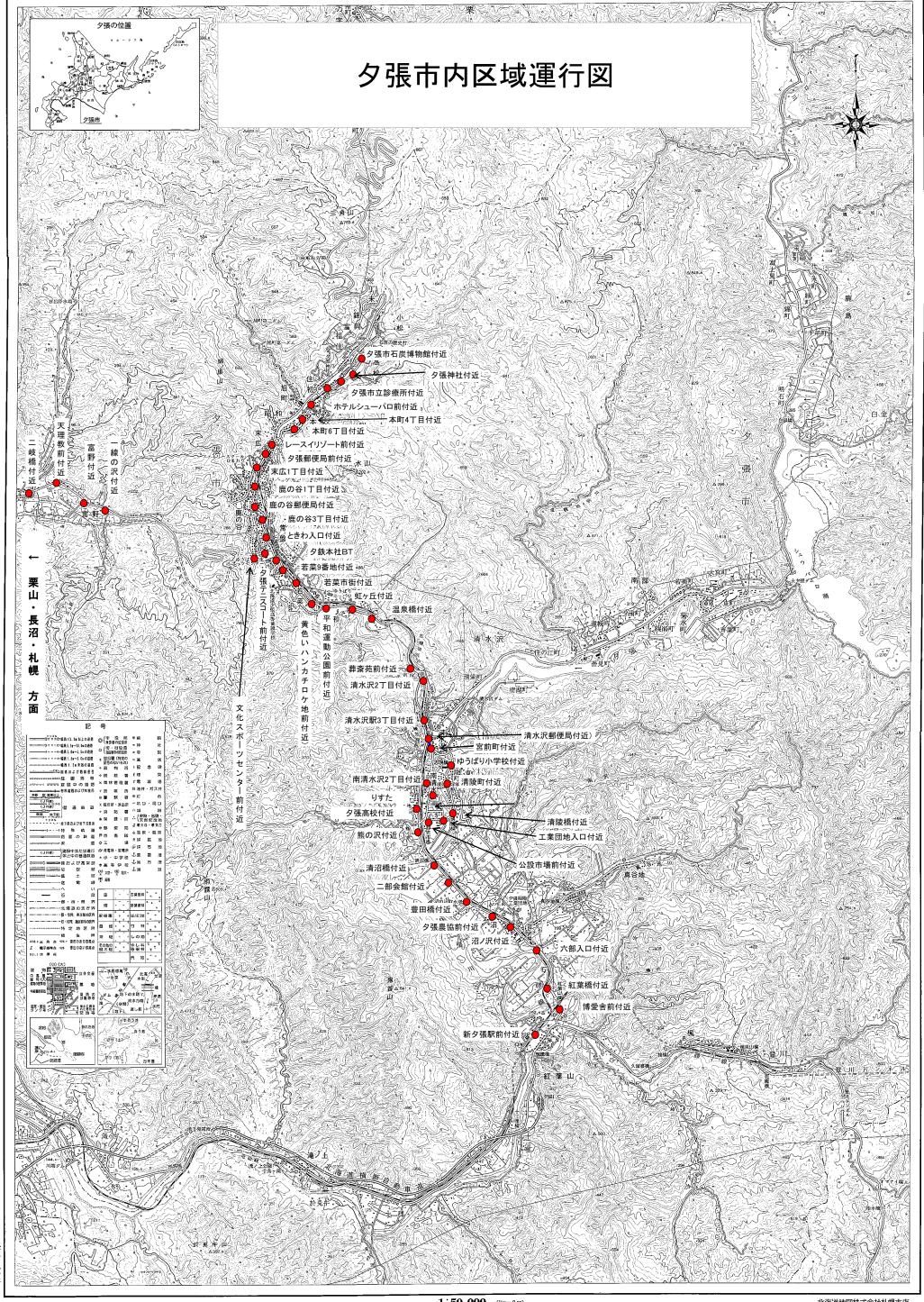
変更事項新旧表

■ 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数

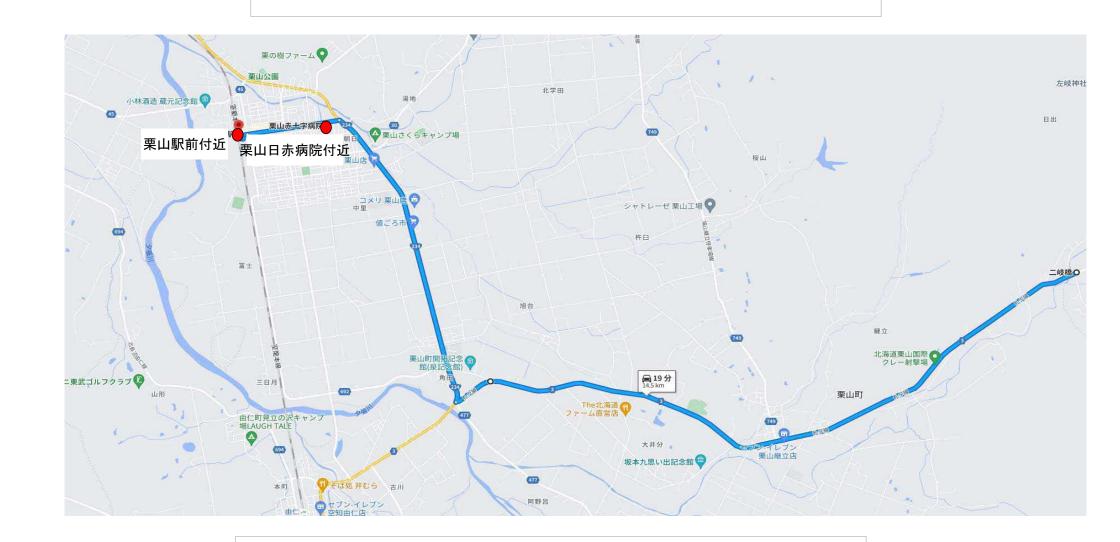
	事務所名	所有 区分	寝台車 車いす車		兼用車	回 転 シート車	セダン等	バス	合 計
			(軽) (軽)		(軽)	(軽)	(軽)		(軽)
	丸北ハイヤー	所有						3	3
			()	()	()	()	()		()
		持込	*	*	*	*	2 * 4	2 *	4 ※4
			() ()	() ()	() ()	() ()	() ()		() ()
新	夕張第一交通	所有						2	2
			()	()	()	()	()		()
		持込	*	*	*	*	2 * 3	*	2 * 3
			() ()	() ()	() ()	() ()	() ()		() ()
		所有							
			()	()	()	()	()		()
		持込	*	*	*	*	*	*	*
			() ()	() ()	() ()	() ()	() ()		() ()
	合 計								18
				()	()	()	()		()

	事務所名	所有 区分	寝台車	車いす車	兼用車	回 転 シート車	セダン等	バス	合 計
		区万	(軽) (軽)		(軽)	(軽)	(軽)		(軽)
	丸北ハイヤー	所有						3	3
			()	()	()	()	()		()
	>0401 V	持込	*	*	*	*	*	1 *	1 *
			() ()	() ()	() ()	() ()	() ()		() ()
旧	夕張第一交通	所有						2	2
		ולז (ד	()	()	()	()	()		()
		持込	*	*	*	*	*	*	*
			() ()	() ()	() ()	() ()	() ()		() ()
		所有							
			()	()	()	()	()		()
		持込 (*	*	*	*	*	*	*
			() ()	() ()	() ()	() ()	() ()		() ()
	合 計				_			6	6
			()	()	()	()	()		()

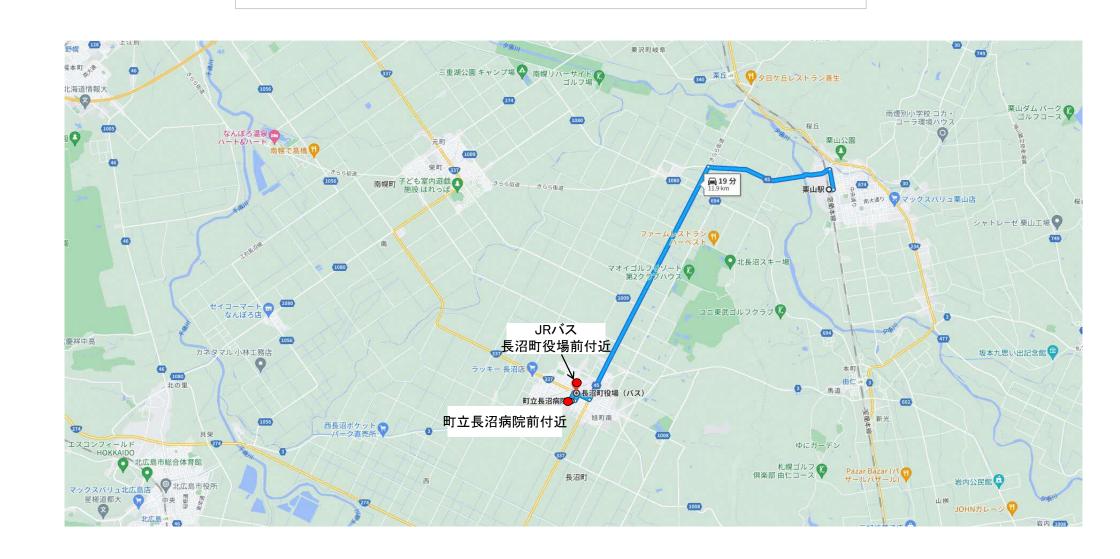
- ・事業用自動車については、※欄に記入すること
- ・軽自動車は、()内に内数で記載すること。
- ・寝台車:車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備を有する自動車
- ・車いす車:車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ・兼用車:ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ・回転シート車:回転シート(リフトアップシートを含む。)を備える自動車
- ・セダン等:交通空白地有償運送においては、バス以外の車両 福祉有償運送においては、上記以外の車両
- ・バス:乗車定員11人以上の自動車(福祉有償運送においては使用できない。)



栗山町内区域運行図



長沼町内区域運行図



行政常任委員会報告事項

令和5年8月31日 建 設 課

1. 夕張市庁舎建設基本構想の策定等について 資料

夕張市庁舎建設基本構想(案)(概要)

Compact City Project 夕張市庁舎整備推進本部 事務局



© City Yubari 1. 現庁舎の現状と課題等

現状と課題



夕張市本町4丁目2番地 竣 昭和53年(44年経過)

規模 地上6階地下1階

面積 7,204.23㎡(延床) <老朽化の状況>

建物や設備の劣化が著しく、維持管理経費が増加

<耐震性の状況>

震度6強以上の地震発生により、倒壊・崩壊の危険性が高い 【 耐震性の目標値を1.0とした場合の耐震性能が0.32 】

<防災拠点機能の状況>

土砂災害警戒区域に立地し、防災拠点機能が果たせないおそれ

<高度情報化への対応>

デジタル化やネットワーク化への対応が不足

<利用者の利便性>

バリアフリー、ユニバーサルデザイン等への配慮が不十分

庁舎整備の必要性

- ●現庁舎は様々な課題を抱えており、庁舎整備に着手しなければならない状況にあるといえます。
- ●現庁舎の**耐震改修と建替えを比較**した結果から、庁舎に求められる機能を備え、今後さらに多様化 する行政需要に対応するためには、「建替え」が望ましいと言えます。

Compact City Project



⑩ City 2.新庁舎建設に向けた基本的な考え方

新庁舎建設の基本方針

- 夕張市まちづくりマスタープランをはじめ関連計画の方向性や施策との整合を図りながら、防災拠点 としての機能強化を念頭に、現庁舎が抱える課題を解決し、市民の利便性や快適性の向上を図り、 効率的な行政運営等による**質の高い市民サービスが提供できる庁舎**を目指す必要があります。
- これらを踏まえ、新庁舎建設の基本方針を次のように設定します。

く方針1> 防災拠点機能を備えた災害に強い庁舎

く方針2> 人にやさしく利用しやすい庁舎

<方針3> 経済的で環境にやさしい庁舎

く方針 4> 機能的で柔軟性のある庁舎

く方針5> 持続可能なまちづくりの中核となる庁舎

- 防災拠点機能
- 窓口サービス機能
- バリアフリー・ユニバーサルデザイン
- 行政事務機能
- 省Tネルギー・環境負荷低減
- 維持管理機能
- 情報・セキュリティ機能
- 情報通信技術(ICT)機能
- 議会機能
- まちづくり関連機能
- 施設の複合化の検討



② City 2.新庁舎建設に向けた基本的な考え方

■基本方針 1

防災拠点機能を備えた災害に強い庁舎

- 耐震性、安全性に優れ、災害時にも業務が継続できる性能を備えた、災害に強い庁舎である こと。
- 災害時に災害対策本部としての機能を発揮し、救援活動や復旧・復興活動の拠点として迅速 な対応ができる庁舎であること。

【求められる機能(例)】

- ○高い耐震性能
- ○災害時の迅速な情報収集・発信、関係機関との連携・受入などを 可能とする防災拠点機能
- ○災害時に一定期間非常用電源などを確保できる環境
- ○災害時における庁舎スペース、屋外スペースの柔軟な転用



② City Yubari 2.新庁舎建設に向けた基本的な考え方

■基本方針 2

人にやさしく利用しやすい庁舎

- バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れ、すべての人が利用しやすい庁舎であ ること。
- プライバシーに配慮した相談しやすい環境が整えられた庁舎であること。
- スムーズに適切なサービスが受けられる、便利で快適な庁舎であること。

【求められる機能(例)】

- ○市民利用の多い行政窓口を集約した、市民目線での窓口配置
- ○目的の場所にスムーズに行くことができる、わかりやすい案内表示
- ○プライバシーに配慮した、相談しやすい窓口カウンターや相談室
- ○上下階への移動が容易となるエレベーターの設置



② City Yubari 2.新庁舎建設に向けた基本的な考え方

■基本方針 3

経済的で環境にやさしい庁舎

- メンテナンスが容易で、将来にわたる維持管理コストを抑えた、シンプルで経済的な庁舎であ ること。
- 省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用など、環境負荷の低減に配慮した庁舎であるこ と。

【求められる機能(例)】

- ○耐久性があり、メンテナンスしやすい素材の採用
- ○点検や修繕が容易に行えるような配管・配線類の配置
- ○自然採光や自然通風の有効活用
- ○建物の高断熱化とエネルギー効率の高い設備やシステムの導入
- ○太陽光発電などの再生可能Tネルギーの導入



② City 2.新庁舎建設に向けた基本的な考え方

■基本方針 4

機能的で柔軟性のある庁舎

- 社会情勢の変化や多様化する行政需要に対応して役割を変えることができる、機能的で柔軟 性のある庁舎であること。
- 急速に進展する情報化社会において、高度な情報セキュリティ機能を備え、今後の更なる情 報化に対応できる庁舎であること。

【求められる機能(例)】

- ○人口減少や働き方の変化などにより、将来的に職員数が減少した 場合にあっても、執務室を他の用途(民間利用など)に機能転 換できる、柔軟性のあるフロア構成
- ○組織体制の変化に柔軟に対応できるレイアウトの採用
- ○ICT機能を活用した窓口申請の手続きが実現できる環境



② City 2.新庁舎建設に向けた基本的な考え方

■基本方針 5

持続可能なまちづくりの中核となる庁舎

- まちづくりの核として、周辺の施設と一体となった都市拠点形成の取組みに寄与する、まちに 活気を与える庁舎であること。
- 夕張の恵まれた自然環境と調和し、人と自然が心地よくつながる、景観を活かした<u>庁舎</u>であ ること。
- 夕張を象徴するまちのランドマークとして、夕張の魅力を伝える庁舎であること。

【求められる機能(例)】

- ○情報発信機能
- ○庁舎周辺の都市拠点形成の取組みによる生活利便性の向上
- ○周辺施設と連携した、まちの賑わい創出、交流人口の拡大
- ○庁舎と一体となった広場機能(平常時の憩い、災害時の広場)



③ City 3.新庁舎の規模と整備地区

新庁舎の規模

新庁舎の面積は

- ・災害対策や利用者の利便性向上
- ・高度情報化やバリアフリー化への対応 など 現庁舎で課題となっている機能を確保することを前提に検討 必要機能を効率よく配置し、必要最小限のできるだけコンパクトな庁舎の 実現を目指す

【参考】職員数(令和4年4月1日現在)

区分	特別職	課長職	主幹職	係長職	主査職	一般職	計	再任用	会計年 度任用	合計
本庁舎	2	12	15	18	5	59	111	7	19	137
りすた	1	1	3	2	1	9	17	2	6	25
計	3	13	18	20	6	68	128	9	25	162



② City 3.新庁舎の規模と整備地区

建設候補地区の選定の観点

1. 防災性の観点

- ◎緊急輸送道路に近接していることが望ましい。
- ◎土砂災害警戒区域に指定されていないこと。

2. 利便性(アクセス性)の観点

◎主要幹線道路に近接していることが望ましい。

3. まちづくりの観点

- ◎居住誘導区域内であることが望ましい。
- ◎都市機能誘導区域内であることが望ましい。
- ◎多くの都市機能施設に近接していることが望ましい。
- ◎多くの公共施設に近接していることが望ましい。

【凡例】

緊急輸送道路

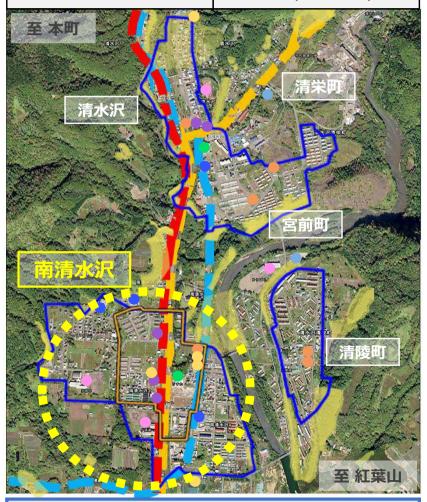
十砂災害警戒区域

渞渞

居住誘導区域

都市機能誘導区域

- 南支所(りすた)・消防
- 集会施設, 公衆浴場
- 学校・認定こども園
- 運動施設
- 商業施設
- 福祉施設
 - その他(交番・市場)



『南清水沢』が最適地区



②City 3.新庁舎の規模と整備地区

建設候補地の選定



建設候補地については、拠点複合施設 「りすた」との連携・協調や、新庁舎周辺で 都市機能・居住の立地を効果的に波及・ 連鎖でき、拠点の形成やにぎわい創出に寄 与できる整備が可能となるよう、『りすた北 側の敷地を最適地』として検討を進めてい きます。

【建設候補地の特性】

- 国道からのアプローチがしやすい
- ゆとりある敷地で設計の自由度が高い
- 市民利用の窓口等を1階にワンフロア で配置が可能
- 除排雪の効率性が良く、堆雪スペース が確保しやすい
- 周囲の自然環境を活かした整備が可能

など



②City Yubari 4.新庁舎建設の事業計画

事業手法

事業手法については、各事業手法のメリット・デメリットを勘案するとともに、国の支援制度の動向や市の 財政状況を見極めながら、今後策定する基本計画の段階において、事業手法を確定していきます。

事業手法の概要

事業主体	行政	主体	民間	主体
方 式	従来方式 (設計・施工分離)	D B 方式 (設計・施工一括)	PFI方式	リース方式
概要	発注方式で、 <u>市が設</u> 計、施工及び維持管 理まで全ての工程を	者に <u>設計、施工を一</u> <u>括発注</u> 。	民間事業者に資金 調達、設計、維持管 理、運営を一括で発	で設計、建設し、民 間事業者が建物を所



© City 4.新庁舎建設の事業計画

概算事業費等

■事業費の算定

多様化する行政需要に対応できる機能を備える必要がある一方で、将来の財政運営に及ぼす影響を抑えるため、建 設に要する費用の抑制に努め、将来世代への負担を可能な限り小さくしていく必要があります。

具体的な事業費については、今後策定する基本計画及び基本設計の段階において、新庁舎の規模や事業手法の 決定に伴い、詳細に算出していきます。

■財源

「緊急防災・減災事業債」など有利な起債や国の各種補助・交付金制度の積極的な活用を目指します。

現段階で想定している事業スケジュール

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度			
基本構想·基本計画		基本設計	実施設計	建設等工事			移転·供用			
	再生振替特例債償還(~R8年度まで) 財 政 再 生 団 体 (~R11年度まで)									

※選択する事業手法によってはスケジュールが前後します。(上記は従来方式により整備する場合の例。)



(参考) 夕張市庁舎整備事業 検討状況等

- 庁内検討として夕張市庁舎整備推進本部を設置、幹事会・検討部会で詳細検討
- 議会関連施設について議会運営委員会で検討
- 庁外の検討組織として夕張市庁舎整備検討委員会を設置

庁舎整備推進本部

【構成】庁議メンバー

● 令和4年度 14回開催 整備に関する方針等の決定

幹事会

【構成】副市長、総務課長、財政課長 建設課長、市民課長、消防本部

● 令和4年度 22回開催 職員アンケートの実施、職場検討の実施、 建設候補地、導入機能、事業手法等の検討

検討部会

【構成】庁内職員(計23名)

- R4.7~R5.25 部会(防災・セキュリティ・窓口・行政事務・庁舎本体等)で各導入機能等を検討
- R4.10~11に他自治体庁舎整備事例の視察

議会検討

議会運営委員会

● R4.11~R5.2 夕張市庁舎整備に係る議会関連施設の検討

市庁舎整備検討委員会

【構成】学識経験者、 地域代表、 市内団体代表(計15名) 【仟期】令和4年度~令和5年度末

- 第1回 (R4.6.16)
- ・現状と課題、耐震化への対応、庁舎の整備地区等
 - ➡ 「建替え」、「移転」、「清水沢地区」について概ね了承
- 第2回 (R4.9.1)
 - ・新市庁舎整備地区の選定案について
 - ➡ 様々な機能・条件から「南清水沢地区」で概ね了承
- 第3回(R4.10.25)
 - ・南清水沢地区における建設候補地の比較検討
 - ⇒ りすた隣接地(北側or南側)で概ね了承
- 第4回(R5.3.1)
- ・庁舎建設候補地について
 - ⇒ りすた北側を候補地として進めることに概ね了承

上記のほか、市政懇談会等において市民意見を聴取している。

行政常任委員会報告事項

令和5年8月31日保健福祉

1. 新市立診療所等における交通安全対策について 資料-1

2. 産婦人科・小児科オンラインの実施について 資料-2

○新市立診療所等における交通安全対策について

1 趣旨

- ・移転する市立診療所等が面する道道には、信号機付き横断歩道(以下「横断歩道等」という。)が設置されていない。
- ・現市立診療所前の横断歩道等を新市立診療所前へ移設することで、バスを利用する通院 患者等の交通安全対策を図ることとしている。

2 現状と課題

- ・横断歩道等の移設時期については、9月1日の新市立診療所等の供用開始に合わせて、 横断歩道等が利用できるよう北海道警察と協議・了承済。
- ・今般、北海道警察より、内部調整等に時間を要したことから、横断歩道等の利用が供用開始に間に合わないとの説明があったところ。
- ・北海道警察は、今年末までに横断歩道等を移設するとしているが、それまでの間、バス を利用する通院患者等に対して更なる交通安全対策を図る必要がある。

3 対応策

- ・バスを利用する患者等が安全に通院できるよう、下記の事項について周知を図る。
 - ①新診療所前の道道を挟んで向かい側のバス停(若菜9番地)の利用に当たっては、現状、横断歩道等が無いことから交通事故防止のために道道の横断を避けること。
 - ②横断歩道等の設置については北海道警察と協議済であり了承を得ていること。
 - ③横断歩道等設置までの間は、近隣の横断歩道等を渡り、一番近いバス停(若菜市街)の 利用を推奨する。
- ・また、一番近いバス停までおよそ250メートルの距離があることから、市立診療所等 の指定管理者である豊生会に対して、送迎車両等による移送について要請しているとこ る。

産婦人科・小児科オンラインの実施について

【経過】

- ・伴走型相談支援の一環で「産婦人科・小児科オンライン」による相談に係るシステムを導入することによって妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるもの。
- ・本件は、第2期夕張市子ども・子育て支援事業計画の「母子並びに乳幼児の健康の確保」、「小児医療体制の確保」において、特に日頃から子育てにおける医療的な相談支援や小児救急医療に関する情報提供の推進に取り組むとしている。

【オンライン相談の内容】

- ・現役の小児科医、産婦人科医、助産師とオンライン相談できる「産婦人科・小児科オンライン」の導入により、市内にいる未就学児童世帯の妊婦・子育て世帯からの相談に加えて、それに携わる市職員や保健師、保育士も相談できる。
- ・夜間相談として18時から22時まで相談、または LINE を通じて24時間相談できる。
- ・令和5年4月から9月まで無料トライアルでの検証を実施、対象者には個別に周知。
- ・9月補正により、10月から本格実施。

【対象(未就学児童世帯)】令和5年4月現在

•84世帯(人数111名)

【財源】

10月からの6カ月間:743,600円

「出産・子育て応援交付金」国 1/2 道 1/4 市 1/4

夕張市にお住まいの方限定

小児科医·産婦人科医·助産師に スマホで無料相談できます



子どもの肌荒れが なかなか 良くならない どうしたら良い?

妊娠してから 便秘と腰痛がつらい 改善策や使える薬を 知りたい

下痢で保育園を お休みしたけど

登園可能となる 目安を教えてほしい

母乳が 足りているか心配

> ミルクは 追加で必要?

夜間相談

平日18時~22時 1枠10分の予約制



LINEのメッセージチャット 音声通話/動画通話

いつでも相談





ウェブサイトから 相談を送付できます

日中助産師相談

月・水・金 13時~17時 予約なし





予約なしで助産師と LINEのメッセージチャットが可能

コンテンツ配信

医師・助産師による季節や状況に合わせた医療記事や、子育てのポイントを解説するLIVE動画をお届け

まずは LINEの 友だち追加を!









会員登録に必要な合言葉

※LINEをご利用でない場合は、「小児科オンライン」または「産婦人科オンライン」を検索してウェブサイトから会員登録・利用を行ってください。手順は裏面をご覧ください。 ※どちらかのサービスを登録すれば両サービスを利用できます。



白井 沙良子 小児科医

小児一般

母親としての視点も活かしながら、みなさまの安心 と笑顔のために、誠意を尽くします。



太田 愛 助産師

母乳育児、助産一般

私自身も二児の母です。どんな些細な事でも構いませんので、いつでもお気軽にご相談ください。



鳥海 玲奈 産婦人科医

産婦人科一般

分かりやすいアドバイスを心がけています。 お気軽にご利用ください。



千葉 剛史 小児科医

小児一般、アレルギー、感染症

「こんな小さなことを聞いても大丈夫かな、でも 心配」と思うようなこと何でも OK です。

♣ 会員登録の手順 同じIDで小児科と産婦人科を利用できます!

産婦人科・小児科 オンラインのサイトで 「会員登録はこちら」を.. 選択



「メールアドレス」の 入力・認証 メールアドレス abc@ 「合言葉・氏名・郵便 番号」などの入力 合言葉 表面の合言葉 氏名 山田花子

サービスの利用手順

夜間相談

産婦人科・小児科オンラインの サイトで「相談予約をする」を選択



「予約日時」を選択 予約時間になったら相談開始 4月16日(月) ~ 18:00~18:10 選択する

いつでも相談

産婦人科・小児科オンラインの サイトで「質問送付はこちら」を選択



「相談内容」を入力 原則24時間以内に返信 相談したいこと 子供の肌のカサカサが

日中助産師相談

産婦人科オンラインの マイページから「LINE連携」を行う LINE連携 マイページに戻る

受付時間内に産婦人科オンラインのLINEに話しかける 予約不要



医療記事配信

LINEを友だち追加









LIVE 配信

配信予定・視聴 URL はこちら https://kids-public.co.jp/live/



事業に関して: 夕張市役所 保健福祉課 TEL 0123-52-3106

サービス内容に関して: 産婦人科・小児科オンライン各ウェブサイト問い合わせフォームよりお願いします。

行政常任委員会報告事項

令和5年8月31日

財 政 課

1 財政再生計画の変更について 【資料1】

2 令和5年度9月補正予算について(補正予算調書) 【資料2】

3 「国、北海道及び夕張市の三者協議」の開催結果について【資料3】

◎ 数 1 − 1

夕張市財政再生計画変更予定事項(令和5年度第3次(9月)変更)

【基本的な考え方】

- 今回の財政再生計画の変更は、令和5年度第2次(6月)変更以降に生じた新たな課題に対応するものである。
- 計画変更後の歳入・歳出増減額は、165,578千円となる。
- 変更に伴い必要となる財源については、国道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金繰入金の特定財源を活用するほか、一般財源は、財政調整基金繰入金で対応する ため、再生計画期間の変更はない。
- 1. 歳出関係 <歳出総額 165,578千円>

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
1	令和5年度普通退 職者に係る退職手 当	令和5年度内に自己都合の予見できない事由により退職する職員に係る退職手当について、所要額を計上するもの。		〇人件費 35,674千円 【積算】 ・副市長、職員2名分 合計 35,673,211円	○全額一般財源
2	住宅・土地統計調 査通信運搬費	法定受託事務として5年に1度実施する本調査において、調査票提出の際の郵送料を一度市が負担することとなったため、所要経費を計上するもの。	45	○物件費 45千円 【積算】 ・調査票郵送料 315通×140円+110円(端数調整額)=44,210円	○全額特定財源 (道支出金:統計 調査委託金)
3	幸福の黄色いハンカチ基金助成	「夕張まちづくり寄附条例」に基づき指定寄附があったもののうち、 特定の団体を指定した寄附を当該団体へ助成するため、所要額を計上す るもの。	429	O補助費等 429千円 【積算】 ・幸福の黄色いハンカチ基金助成8団体分 429千円	○全額特定財源 (幸福の黄色いハンカチ基金繰入金)
4	夕張高校市外生徒 受入体制整備	夕張高校存続に向けて全国募集を開始したことから、市外生徒の受入 れ体制整備を本格的に実施するため、所要経費を計上するもの。	14, 285	〇物件費 14,285千円 【積算】 9,678千円 ・下宿運営業務等委託料 9,678千円 ・会場借料(下宿住戸借上げ料2棟分) 734千円 ・備品購入費(下宿住戸用家具等) 3,873千円	○全額特定財源 (幸福の黄色いハンカチ基金繰入金)

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
5	夕張市公共交通構 築事業(市外線)	夕鉄バス市外路線の廃止に伴い、その後の代替交通としてデマンドバスの運行を開始するため、運行費等必要な経費を計上するもの。	27, 005	○物件費、補助費等 27,005千円 【積算】 ・デマンド運行委託料 14,640千円 ・利用予約受付委託料 3,477千円 ・デマンド運行用車両購入費補助 6,000千円 (補助率1/2 上限1,500千円×4台分) ・デマンド登録カード作成費 165千円 ・デマンド登録カード郵送料 47千円 ・デマンド予約システム改修経費 2,200千円 ・デマンド予約システム保守委託料 182千円 ・デマンド予約システム用タブレット購入費 294千円 (36,740円×8台分) ※物件費21,005千円、補助費等6,000千円	○道支出金3,500 千円(地域交通支援事業費補助金) ○諸収入11,529千円(デマンド交通利用者負担金収入) ○一般財源11,976 千円
6	マイナンバーカー ド印字システム導 入	カードの記載内容変更の際、現在の手書きで行う方法では明瞭な記載 が難しく、また、記載漏れのおそれがあることから、正確かつ迅速に処 理するため、印字システムを導入する経費を計上するもの。	2, 061	○物件費 2,061千円 【積算】 ・印字システム導入経費 1,976千円 (987,800円×2台) ・印字システム保守委託料 85千円 (42,240円×2台)	○全額一般財源
7	清水沢公衆便所浄 化槽送風機修繕	浄化槽送風機が故障した清水沢公衆便所を、衛生環境上適切に維持管理し、利用者が安心して使用するため、修繕に必要な経費を計上するもの。		〇維持補修費 748千円 【積算】 ・浄化槽送風機修繕費(ブロアー取替) 748千円	○全額特定財源 (幸福の黄色いハンカチ基金繰入金)
8	墓地葬斎苑屋根等 修繕	雪による屋根の破損と暖房器具の故障により利用に支障をきたすことから、施設を適切に維持管理するため、修繕に必要な経費を計上するもの。	332	〇維持補修費 332千円 【積算】 ・屋根板金修繕費 79,200円 ・ストーブ修繕費 252,670円	○全額特定財源 (幸福の黄色いハ ンカチ基金繰入 金)
9	宮前共同浴場ろ過 装置修繕	ろ過装置内のフィルターの経年劣化により当該機器が正常に稼働しないことから、施設の適切な維持管理と浴場を安心して利用するため、修繕に必要な経費を計上するもの。		〇維持補修費 996千円 【積算】 ・ろ過装置修繕費(部品交換) 996千円	○全額特定財源 (幸福の黄色いハ ンカチ基金繰入 金)

			単位:千円)	hohe i li i Lea Han	n Mee
No	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
10	真谷地リサイクル センター修繕	降雪、落雪や経年劣化により建物内外数ヵ所において、破損や不具合が生じていることから、従業員の安全の確保と施設を適切に維持管理するため、修繕に必要な経費を計上するもの。	6, 921	〇物件費、維持補修費 6,921千円【積算】・PETボトル等選別倉庫屋根補修1,551千円・プラスチック製容器包装選別倉庫外壁補修 4,917千円・休憩室排水管修繕 352千円・プラスチック製容器包装選別倉庫屋根雪下ろし委託料 101千円※物件費101千円、維持補修費6,820千円	○全額一般財源
11	支払データ等伝送 方法変更	各金融機関へ支払データ等を伝送するため利用しているISDN回線のサービス終了に伴い、インターネット回線を利用したサービスへ変更するため、所要経費を計上するもの。	143	○物件費 143千円 【積算】 ・サービス導入経費 23千円 ・スイッチングハブ購入費 120千円	○全額一般財源
12	, 新型コロナウイル 、スワクチン接種	秋以降においても、継続した新型コロナウイルスワクチン接種体制を 確保する方針が国から示されたため、必要経費を計上するもの。	5, 084	〇人件費、物件費 5,084千円【積算】・会計年度任用職員 (2名) 人件費 1,926千円・消耗品費 (プリンタートナー等) 141千円・印刷製本費 (接種周知チラシ作成) 115千円・接種券郵送料 1,234千円・国保連支払手数料 150千円・ワクチン予約システム委託料 990千円・ワクチン搬送委託料 528千円※人件費1,926千円、物件費3,158千円	○全額特定財源 (国庫支出金:ワ クチン接種体制確 保事業費補助金)
13	出産・子育て応援事業	今年度開始した、出産・育児等に係る伴走型相談支援の更なる充実を図るため、SNSを活用したオンライン面談の導入など、子育て環境整備に必要な経費を計上するもの。	744	〇物件費 744千円 【積算】 ・オンライン相談導入経費 110千円 ・月額利用料 (6ヵ月) 634千円	○国庫支出金372 千円(出産・子育 て応援交付金) ○道支出金186千 円(出産・子育て 応援交付金) ○一般財源186千 円
14	新型コロナウイル スワクチン予防接 種健康被害救済給 付	新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害の認定を受けた申出者に対し、医療費及び医療手当の救済給付を行う必要があるため、所要額を計上するもの。	1, 212	 ○扶助費 1,212千円 【積算】 ・医療費分 150,750円 ・医療費手当 1,060,600円 	○国庫支出金 1,211千円(新型 コロナウイルスワ クチン予防接種健 康被害救済給付費 負担金) ○一般財源1千円

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
15	国庫支出金過年度 還付(低所得者保 険料軽減負担金)	介護保険料の低所得者保険料軽減措置に係る令和4年度国庫負担金に ついて、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経 費を計上するもの。	374	○補助費等 374千円 【積算】 ・低所得者保険料軽減国庫負担金返還額 既受入済額:17,189,750円(A) 精 算 額:16,816,550円(B) (A) - (B) = 373,200円	○全額一般財源
16	国庫支出金過年度 還付(母子保健衛 生費補助金)	母子保健衛生費に係る令和4年度国庫補助金について、精算の結果、 超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	117	既受入済額: 211,000円(A) 精 算 額: 94,000円(B) (A) - (B) = 117,000円	○全額一般財源
17	国庫支出金過年度 還付(感染症予防 費負担金)	感染症予防費に係る令和4年度国庫負担金について、精算の結果、超 過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	412	既受入済額: 609,000円(A) 精 算 額: 197,000円(B) (A) - (B) = 412,000円	○全額一般財源
18	国庫支出金過年度 還付(ワクチン接 種体制確保事業費 補助金)	ワクチン接種体制確保事業費に係る令和4年度国庫補助金について、 精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上 するもの。	7, 121	成文八済領: 13, 201, 000円 (A) 精 算 額: 8, 080, 000円 (B) (A) - (B) = 7, 121, 000円	○全額一般財源
19	国庫支出金過年度 還付(新型コロナ ウイルスワクチン 接種対策費負担 金)	コロナウイルスワクチン接種対策費に係る令和4年度国庫負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	244	 ○補助費等 244千円 【積算】 ・新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還額 既受入済額: 11, 154, 319円 (A) 精 算 額: 10, 910, 669円 (B) (A) - (B) = 243, 650円 	○全額一般財源
20	ゆうばり丘の上こ ども園修繕	夕張保育協会が運営する本施設において、乾燥からなる木材の大幅な 収縮により床などの修繕が必要となったことから、修繕費用の一部を同 協会へ負担するため、所要額を計上するもの。		O補助費等 435千円 【積算】 ・施設修繕に係る負担金 435千円	○全額特定財源 (幸福の黄色いハンカチ基金繰入 金)
21	生活保護システム改修	被保護者に関する調査項目の追加や生活保護基準額の見直しがあったことから、システム改修が必要となったため、所要の経費を計上するもの。	2, 506	〇物件費 2,506千円 【積算】 ・生活保護システム改修委託料 2,506千円	○国庫支出金 1,252千円 (生活 困窮者就労準備支 援事業費等補助 金) ○一般財源1,254 千円

_		(!	単位:千円)		
No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
22	国庫支出金過年度 還付(生活保護費 負担金)	生活保護費に係る令和4年度国庫負担金について、精算の結果、超過 受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	20, 143	○補助費等 20,143千円 【積算】 ・生活保護費国庫負担金返還額 既受入済額:280,762,711円(A) 精 算 額:260,619,914円(B) (A) - (B) = 20,142,797円	○全額一般財源
23	国庫支出金過年度 還付(障害者自立 支援給付費負担 金)	障害者自立支援給付費に係る令和4年度国庫負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	10, 829	 ○補助費等 10,829千円 【積算】 ・障害者自立支援給付費国庫負担金返還額 既受入済額:262,110,625円(A) 精 算 額:251,281,753円(B) (A) - (B) = 10,828,872円 	○全額一般財源
24	国庫支出金過年度 還付(障害者自立 支援医療費負担 金)	障害者自立支援医療費に係る令和4年度国庫負担金について、精算の 結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するも の。	3, 533	成受入済額: 21,988,978円(A) 精 算 額: 18,456,541円(B) (A) - (B) = 3,532,437円	○全額一般財源
25	国庫支出金過年度 還付(生活困窮者 自立相談支援事業 費負担金)	生活困窮者自立相談支援事業費に係る令和4年度国庫負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	207		○全額一般財源
26	国庫支出金過年度 還付(子ども・子 育て支援交付金)	子ども・子育て支援事業費に係る令和4年度国庫補助金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	161	 ○補助費等 161千円 【積算】 ・子ども・子育て支援交付金国庫返還額 既受入済額: 2,735,000円(A) 精 算 額: 2,574,000円(B) (A) - (B) = 161,000円 	○全額一般財源
27	国庫支出金過年度 還付(障害児入所 給付費負担金)	障害児入所給付費に係る令和4年度国庫負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	1, 758	○補助費等 1,758千円 【積算】 ・障害児入所給付費国庫負担金返還額 既受入済額:13,000,000円(A) 精 算 額:11,242,130円(B) (A) - (B) = 1,757,870円	○全額一般財源
28	国庫支出金過年度 還付(子育てのた めの施設等利用給 付交付金)	子育てのための施設等利用給付費に係る令和4年度国庫補助金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	10	既受入済額: 9,660円(A) 精 算 額: 0円(B) (A) - (B) = 9,660円	○全額一般財源
29		子どものための教育・保育給付費に係る令和4年度国庫補助金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	3, 215	○補助費等 3,215千円 【積算】 ・子どものための教育・保育給付交付金国庫返還額 既受入済額:89,445,627円(A) 精 算 額:86,230,772円(B) (A) - (B) = 3,214,855円	○全額一般財源

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
30	国庫支出金過年度 還付(児童手当給 付費負担金)	児童手当給付費に係る令和4年度国庫負担金について、精算の結果、 超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	2, 942	成支入済領: 31, 392, 666円(A) 精 算 額: 28, 451, 665円(B) (A) - (B) = 2, 941, 001円	○全額一般財源
31	国庫支出金過年度 還付(保育士等処 遇改善臨時特例交 付金)	保育士等処遇改善に係る令和4年度国庫補助金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	678	既受入済額: 4, 373, 140円 (A) 精 算 額: 3, 696, 080円 (B) (A) - (B) = 677, 060円	○全額一般財源
32	国庫支出金過年度 還付(児童扶養手 当給付費負担金)	児童扶養手当給付費に係る令和4年度国庫負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	23	成受人済領: 5,099,680円(A) 精 算 額: 5,076,946円(B) (A) - (B) = 22,734円	○全額一般財源
33	国庫支出金過年度 還付(生活保護適 正実施推進事業費 補助金)	生活保護適正実施推進事業費に係る令和4年度国庫補助金について、 精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上 するもの。	419	既受入済額: 1,256,000円(A) 精 算 額:837,000円(B) (A) - (B) = 419,000円	○全額一般財源
34	国庫支出金過年度 還付(新型コロナ ウイルス感染症生 活困窮者自立支援 金支給事業費補助 金)	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費に係る令和4年度国庫補助金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	1, 561	既受入済額:1,914,000円(A) 精 算 額:353,000円(B) (A) - (B) = 1,561,000円	○全額一般財源
35	道支出金過年度還 付(障害者自立支 援給付費負担金)	障害者自立支援給付費に係る令和4年度道費負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	5, 415	成受人済領: 131, 055, 311円 (A) 精 算 額: 125, 640, 875円 (B) (A) - (B) = 5, 414, 436円	○全額一般財源
36	道支出金過年度還 付(障害児入所給 付費等負担金)	障害児入所給付費に係る令和4年度道費負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	879	○補助費等 879千円 【積算】 ・障害児入所給付費等道費負担金返還額 既受入済額:6,500,000円(A) 精 算 額:5,621,065円(B) (A) - (B) = 878,935円	○全額一般財源

No	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
3'	道支出金過年度還 7 付(生活保護費負 担金)	生活保護費に係る令和4年度道費負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	1, 026	成受人資額: 8, 333, 000円 (A) 精 算 額: 7, 307, 546円 (B) (A) - (B) = 1, 025, 454円	○全額一般財源
38	道支出金過年度還 3 付(障害者医療費 負担金)	障害者医療費に係る令和4年度道費負担金について、精算の結果、超 過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	695	成支入済領: 9,922,757円(A) 精 算 額: 9,228,270円(B) (A) - (B) = 694,487円	○全額一般財源
39	道支出金過年度還付(子どものための教育・保育給付 費負担金)	子どものための教育・保育給付費に係る令和4年度道費負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	1, 099	 ○補助費等 1,099千円 【積算】 ・子どものための教育・保育給付交付金道費返還額 既受入済額:39,825,870円(A) 精 算 額:38,727,367円(B) (A) - (B) = 1,098,503円 	○全額一般財源
40	道支出金過年度還 付(子育てのため の施設等利用給付 交付金)	子育てのための施設等利用給付費に係る令和4年度道費負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	5	 ○補助費等 5千円 【積算】 ・子育てのための施設等利用給付交付金道費返還額 既受入済額: 4,830円(A) 精 算 額:0円(B) (A) - (B) = 4,830円 	○全額一般財源
4	l 予備費	今後の予測不能な緊急の財政需要に備え、本年6月に実施した林道旭 線の修繕に係る修繕費相当額を増額するもの。		○予備費 4,092千円 【積算】 ・林道旭線修繕費相当額 4,092千円	○全額一般財源
		合 計	165, 578		

2. 歳入関係 <歳入総額 165,578千円>

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
1	新型コロナウイル スワクチン予防接 種健康被害救済給 付費負担金	新型コロナウイルスワクチンの予防接種健康被害救済給付費に係る国庫 負担金 (10/10)	1, 211	 ○新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金 1,211千円 【積算】 ・国庫補助金見込額 1,211千円 事業費1,211,350円×10/10 	○国庫支出金
2	生活困窮者就労準 備支援事業費等補 助金	生活保護基準額の見直し等に伴う生活保護システム改修に係る国庫補助金 (1/2)	1, 252	〇生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,252千円 【積算】 ・国庫補助金見込額 1,252千円 事業費2,505,800円×1/2	○国庫支出金
3	出産・子育て応援 交付金(国庫支出 金)	伴走型相談支援をはじめとした出産・子育て応援事業に係る国庫補助金 (1/2)	372	〇出産・子育て応援交付金(国庫支出金) 372千円 【積算】 ・国庫補助金見込額 372千円 事業費744千円×1/2	○国庫支出金
4	ワクチン接種体制 確保事業費補助金	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制確保事業に係る国庫補助金 (10/10)	5, 084	〇ワクチン接種体制確保事業費補助金5,084千円【積算】・国庫補助金見込額 5,084千円事業費5,084千円×10/10	○国庫支出金
5	地域交通支援事業 費補助金	夕鉄バス市外路線の廃止に伴い、その後の代替交通として開始するデマンドバス運行の実証実験経費に係る道支出金 (10/10)	3, 500	○地域交通支援事業費補助金 3,500千円 【積算】・道費補助金見込額 3,500千円 補助対象経費6,588千円×10/10 (上限3,500千円)	○道支出金
6	出産・子育て応援 交付金(道支出 金)	伴走型相談支援をはじめとした出産・子育て応援事業に係る道支出金 (1/4)	186	〇出産・子育て応援交付金(道支出金) 186千円 【積算】 ・道費補助金見込額 186千円 事業費744千円×1/4	○道支出金
7	統計調査委託金 (住宅・土地統計 調査)	法定受託事務として5年に1度実施する本調査における、調査票提出の際 の郵送料に係る道支出金 (10/10)	45	O統計調査委託金(住宅・土地統計調査) 45千円 【積算】 ・道費補助金見込額 45千円 事業費44,210円×10/10	○道支出金

N	0.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
	8 財金		本計画変更に係る必要な事業を実施するため、一般財源を措置しなければならない事業額が増となったため、財源となる本繰入金についても増額するもの。	125, 174	〇財政調整基金繰入金 125,174千円	○一般財源
		幸福の黄色いハン 7 チ基金繰入金	幸福の黄色いハンカチ基金助成事業やその他の事業に充当するため、本 基金から繰入金を増額するもの。	17, 225	〇幸福の黄色いハンカチ基金繰入金17,225千円【内訳】・夕張高校市外生徒受入体制整備14,285千円・幸福の黄色いハンカチ基金助成金429千円・ゆうばり丘の上こども園負担金435千円・清水沢公衆便所浄化槽送風機修繕748千円・墓地葬斎苑屋根等修繕332千円・宮前共同浴場ろ過装置修繕996千円	○繰入金(幸福の 黄色いハンカチ基 金繰入金)
1	0 者	デマンド交通利用 賃負担金収入	夕鉄バス市外路線の廃止に伴い、その後の代替交通として開始するデマ ンドバスの運行に係る利用者負担金収入。	11, 529	○デマンド交通利用者負担金収入 11,529千円 【積算】 1人あたりの利用負担(1回) 600円 1日あたりの利用者数 105名 ・600円×105名×183日=11,529,000円	○諸収入(デマン ド交通利用者負担 金収入)
			合計	165, 578		

第1 再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析 : 変更前に同じ

第2 計画期間 : 変更前に同じ

第3 財政再生の基本方針 : 変更前に同じ

第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額 : 変更前に同じ

第5 歳入歳出年次総合計画 1 一般会計等の実質収支

	(1) —	般多	숨	:	令和5年	度を次のと	おり変更							
	\	_	_	年 度 令和5年度(第15年度)									計画増減内訳		
区	分	}		<u></u>	_	:	現在計画 (A))	変	変更後計画 (B) 計画			ョ増減 (B)-	(A)	11 12 11 13 11 11
歳					入	歳入額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳入額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳入額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳 入 ()内は一般財源
1	地		方		税	912,631	912,631	103,051	912,631	912,631	103,051	0	0	0	
2	地	方	譲	与	税	42,678	42,678	△ 3,966	42,678	42,678	△ 3,966	0	0	0	
3	地	方	交	付	税	4,966,792	4,966,792	△ 3,925	4,966,792	4,966,792	△ 3,925	0	0	0	
4	国者	都 道	[府 県	! 支	出金	1,915,534	11,271	△ 234,886	1,927,184	11,271	△ 234,886	11,650	0	0	新型コロナウイルスワクテン予防接種健康被害教 完給付費負担金【国】1.211(0) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金【国】 1.252(0) 出産・子育で応援交付金【国】372(0) ワクチン接種体制確保事業費補助金【国】5,084 (0) 出産・子育で応援交付金【道】186(0) 統計調査委託金(住宅・土地統計調査】(道】45 (0) 地域交通支援事業費補助金【道】3,500(0)
5	繰		入		金	1,460,308	853,735	291,674	1,602,707	978,909	416,848	142,399	125,174	125,174	財政調整基金繰入金 125,174(125,174)
6	地		方		債	1,086,100	26,000	Δ 16,609	1,086,100	26,000	Δ 16,609	0	0	0	
	うち	再生	生振	替 特	例 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	そ		の		他	858,336	379,714	△ 584,736	869,865	379,714	△ 584,736	11,529	0	0	【諸収入】 デマンド交通利用者負担金収入 11,529(0)
歳			入		計	11,242,379	7,192,821	△ 449,397	11,407,957	7,317,995	△ 324,223	165,578	125,174	125,174	
歳					出	歳出額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額		一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳出額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳 出 ()内は一般財源
1	人		件		費	1,278,233	1,121,182	△ 24,110	1,315,833	1,156,856	11,564	37,600	35,674	35,674	令和5年度普通退職者に係る退職手当 35,674 (35,674) 新型コロナウイルスワクチン接種 1,926(0)
2	物		件		費	1,643,298	1,009,538	285,464	1,687,346	1,019,259	295,185	44,048	9,721	9,721	支払データ等伝送方法変更 143(143)
3	維	持	補	修	黄	307,865	228,864	△ 18,929	316,761	235,684	△ 12,109	8,896	6,820	6,820	清水沢公衆便所浄化槽送風機修繕 748(0) 臺地葬斎苑屋根等修繕 332(0) 宮前共同浴場ろ過装置修繕 996(0) 真谷地リサイクルセンター修繕 6.820(6.820)
4	扶		助		費	1,497,926	477,097	42,770	1,499,138	477,098	42,771	1,212	1	1	新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付 1,212(1)
5	建	設	事	業	費	1,549,750	50,618	11,050	1,549,750	50,618	11,050	0	0	0	
	(1)	普通	通建言	ひ 事	業費	1,549,750	50,618	11,207	1,549,750	50,618	11,207	0	0	0	
	(2)	災害	『復Ⅰ	日事	業費	0	0	△ 157	0	0	△ 157	0	0	0	
6	公		債		費	3,470,369	3,224,209	1,545	3,470,369	3,224,209	1,545	0	0	0	
	うち	再生	生振	替 特	例 債	2,558,450	2,535,215	5,981	2,558,450	2,535,215	5,981	0	0	0	
7	繰		出		金	819,403	713,460	△ 16,375	819,403	713,460	△ 16,375	0	0	0	
8	そ		Ø		ftb	675,535	367,853	Δ 730,812	749,357	440,811	△ 657,854	73,822	72,958	72,958	【補助費等】 幸福の黄色(ハハンカチ基金助成 429(0) 夕張市公共交通構築事業(市外線) 6,000 (6,000) (6,000) (6,000) (6,000) 日庫支出金過年度還付(生活保護費負担金) 20,143(20,143) 国庫支出金過年度還付(障害者自立支援給付費負担金) 10,829(10,829) 国庫支出金過年度還付(障害者自立支援係療費負担金) 10,829(10,829) 国庫支出金過年度還付(建活困窮者自立市級支援等業費負担金) 20,7207) 国庫支出金過年度還付(生活困窮者自立相談支援事業費負担金) 20,7207) 国庫支出金過年度還付(子ども・子育て支援交付金) 1,758(1,758) 国庫支出金過年度還付(任所得者保険料軽減負担金) 1,758(1,758) 国庫支出金過年度還付(子でしための教育・保育給付交付金) 3,215(3,215) 国庫支出金過年度還付(子でしための教育・保育給付交付金) 3,215(3,215) 国庫支出金過年度還付(保育士等処遇改善時間東土出金過年度還付(保育士等処遇改善語等的表別を開東出金過年度還付(保育士等処遇改善語時特別交付金) 3,215(3,215) 国庫支出金過年度還付(保育士等処遇改善語時特別交付金) 6,78(678) 国庫支出金過年度還付(野子保健衛生費補助金) 1,17(11) 国庫支出金過年度還付(野子保健衛生費補助金) 1,17(11) 国庫支出金過年度還付(野子保健衛生費補助金) 1,17(11) 国庫支出金過年度還付(四クチン接種体制確保事業費補助金) 7,121(7,121) 国庫支出金過年度還付(四クチン接種が制定・117(11) 国庫支出金過年度還付(四クチン接種が開発・118位と) 2,94(244) 国国東立出金過年度還付(野生活保護通工実施推進事業費補助金) 1,15(11,1561) 直支出金過年度還付(陸書者自立支援給付費負担金) 4,15(5,415) 道支出金過年度還付(生活保護過日金) 1,561(1,1561) 道支出金過年度還付(生活保護過日金) 1,561(1,1561) 道支出金過年度還付(生活保護費負担金) 1,026(1,1028) 2) 87(879) 道支出金過年度還付(生活保護費負担金) 1,026(1,1028) 道支出金過年度還付(生活保護費負担金) 1,026(1,1028) 11年間報刊等表別の第2(1,1028) 11年間報刊度報刊等表別の第2(1,1028) 11年間報刊度報刊度報刊度報刊度報刊度報刊度報刊度報刊度報刊度報刊度報刊度報刊度報刊度報
歳			出		計	11,242,379	7,192,821	△ 449,397	11,407,957	7,317,995	△ 324,223	165,578	125,174	125,174	
			引額		(A)		0	0	0	0	0		0	0	
					源(B)							0			
(A) —	(B	3)		額 (C)	0			0			0			
					33条の 県入額				0			0			

(2)特別会計(特別会計のうち法2条第1号イロハに掲げる以外のもの):変更前に同じ

(3)一般会計等の実質収支 : 変更前に同じ

2 連結実質収支 : 変更前に同じ3 実質公債費比率 : 変更前に同じ4 将来負担比率 : 変更前に同じ

第6 再生振替特例債の各年度ごとの償還額 : 変更前に同じ 第7 各年度ごとの健全化判断比率の見通し : 変更前に同じ 第8 その他財政の再生に必要な事項 : 変更前に同じ

令和5年度 各会計

補 正 予 算 調 書

(水道事業会計を除く)

※ 現時点において、財政再生計画変更に向けて、国及び道と調整を図っているもの。 調整未了につき、今後、内容に変更を生じる場合があることに留意願います。

《一般会計》

債務負担行為補正

事	項		期		間	限度額
○ 夕張高校魅力化事業(↑	「宿運営)	自	令和6年度	至	令和8年度	54,702 千円

《一般会計》

〈 款 別 総 括 〉 (単位:千円)

番号	款		名	金	額		財 源	内 訳		摘 要
宙々	办人		41	五.	似	国道支出金	地方債	その他	一般財源	
1	総	務	費	52	2, 637	45	0	14, 714	37, 878	
2	民	生	費	29	9, 946	4, 752	0	11, 964	13, 230	
3	衛	生	費	16	6, 037	6, 853	0	2,076	7, 108	
4	諸	支 出	金	62	2,866	0	0	0	62, 866	
5	予	備	費	4	4, 092	0	0	0	4, 092	
	合	計		16	5, 578	11, 650	0	28, 754	125, 174	一般財源:財政調整基金繰入金

〈補正前〉 〈補正額〉 〈補正後〉

■ 予 算 総 額 11,242,379 165,578 11,407,957

《一般会計》

〈事項別明細の補正〉

									(単位:1 円)
[款]		全 類		財 源	内 訳		
\circ	事 業	名		亚 识	国道支出金	地方債	その他	一般財源	河 安
【 総	務	費	1	52, 637	45	0	14, 714	37, 878	
〇 出納室一般	業務			143				143	役務費23、備品購入費120
○ 人件費(一船	设管理費)			35, 674				35, 674	職員手当等35,674
○ 幸福の黄色	ハハンカチ	基金助成		429			429	0	負担金補助及び交付金429 【財源】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金429
○ 夕張高校魅	力化事業			14, 285			14, 285	0	委託料9,678、使用料及び賃借料734、備品購入費3,873 【財源】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金14,285
○ 個人番号カ	ード交付等	業務		2, 061				2, 061	委託料85、備品購入費1,976
○ 諸統計調査				45	45			0	役務費45 【財源】統計調查委託金45
【 民	生	費	1	29, 946	4, 752	0	11, 964	13, 230	
〇 交通問題対	策			27, 005	3, 500		11, 529	11, 976	需用費165、役務費47、委託料20,499、備品購入費294、負担金補助及び交付金6,000 【財源】地域交通支援事業費補助金3,500、デマンド交通利用者負担金収入11,529
○ 認定こども園	管理			435			435	0	負担金補助及び交付金435 【財源】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金435
○ 生活扶助				2, 506	1, 252			1, 254	委託料2,506 【財源】生活困窮者就労準備支援事業費等補助金1,252
【 衛	生	費	1	16, 037	6, 853	0	2, 076	7, 108	
〇 予防接種健	康被害救济	脊措置事業 -		1, 212	1, 211			1	扶助費1,212 【財源】新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給 付費負担金1,211
○ 新型コロナウ	ーー・	チン接種		5, 084	5, 084			0	報酬780、給料428、職員手当等472、共済費246、需用費256、 役務費1,384、委託料1,518 【財源】ワクチン接種体制確保事業費補助金5,084
	【 総	【 款	【 款 】 ○ 事 業 名 【 総 務 費 ○ 出納室一般業務 ○ 出納室一般業務 ○ 人件費(一般管理費) ○ 幸福の黄色いハンカチ基金助成 ○ 夕張高校魅力化事業 ○ 個人番号カード交付等業務 ○ 諸統計調査 【 民 生 費 ○ 交通問題対策 ○ 認定こども園管理 ○ 生活扶助 【 衛 生 費	【 款 】 ○ 事 業 名 【 総 務 費 】 ○ 出納室一般業務 ○ 人件費(一般管理費) ○ 幸福の黄色いハンカチ基金助成 ○ 夕張高校魅力化事業 ○ 個人番号カード交付等業務 ○ 諸統計調査 【 民 生 費 】 ○ 交通問題対策 ○ 認定こども園管理 ○ 生活扶助 【 衛 生 費 】	【 款 】 金 額 【 総 務 費 】 52,637 ○ 出納室一般業務 143 ○ 人件費(一般管理費) 35,674 ○ 幸福の黄色いハンカチ基金助成 429 ○ 夕張高校魅力化事業 14,285 ○ 個人番号カード交付等業務 2,061 ○ 諸統計調査 45 【 民 生 費 】 29,946 ○ 交通問題対策 27,005 ○ 認定こども園管理 435 ○ 生活扶助 2,506 【 衛 生 費 】 16,037	【 款 】 金 額 国道支出金	【 款 】 金 額 国道支出金 地方債 国道支出金 地方債 国道支出金 地方債 国道支出金 地方債 国道支出金 地方債 国道支出金 地方債 143	【 款 】 金 額 B	【 款 】 ② 報 名 個 国道支出金 地方債 その他 一般財源 日道支出金 地方債 その他 一般財源 日道支出金 地方債 その他 一般財源 日前 支出給金 地方債 その他 一般財源 日本 第

〈事項別明細の補正〉

	·	人 妬		財源	内 訳		(単位:十円)
番号	○ 事 業 名	金 額	国道支出金	地方債	その他	一般財源	摘 要
12	○ 出産・子育て応援事業	744	558			186	使用料及び賃借料744 【財源】出産・子育て応援交付金(国)372、出産・子育て応援交付金(道)186
13	○ 公衆便所管理	748			748	0	需用費748 【財源】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金748
14	○ 墓地葬斎苑管理	332			332	0	需用費332 【財源】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金332
15	〇 共同浴場管理	996			996	0	需用費996 【財源】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金996
16	○ 容器包装リサイクル収集	6, 921				6, 921	需用費6,820、委託料101
	【諸支出金】	62, 866	0	0	0	62, 866	
17	○ 国庫支出金過年度還付(生活保護費 国庫負担金)	20, 143				20, 143	償還金利子及び割引料20,143
18	○ 国庫支出金過年度還付(障害者自立 支援給付費国庫負担金)	10, 829				10, 829	償還金利子及び割引料10,829
19	○ 国庫支出金過年度還付(障害者自立 支援医療費国庫負担金)	3, 533				3, 533	償還金利子及び割引料3,533
20	○ 国庫支出金過年度還付(生活困窮者 自立相談支援事業費国庫負担金)	207				207	償還金利子及び割引料207
21	○ 国庫支出金過年度還付(子ども・子 育て支援交付金)	161				161	償還金利子及び割引料161
22	○ 国庫支出金過年度還付(障害児入所 給付費等国庫負担金)	1, 758				1, 758	償還金利子及び割引料1,758
23	○ 国庫支出金過年度還付(低所得者保 険料軽減国庫負担金)	374				374	償還金利子及び割引料374
24	○ 国庫支出金過年度還付(子育てのための施設等利用給付交付金)	10				10	償還金利子及び割引料10
25	○ 国庫支出金過年度還付 (子どものた めの教育・保育給付費国庫負担金)	3, 215				3, 215	償還金利子及び割引料3,215
26	○ 国庫支出金過年度還付(児童手当給 付費国庫負担金)	2, 942				2, 942	償還金利子及び割引料2,942

番号	款	金額		財 源	内 訳		摘
番万	○ 事 業 名	金 領	国道支出金	地方債	その他	一般財源	が
27	○ 国庫支出金過年度還付(保育士等処 遇改善臨時特例交付金)	678				678	償還金利子及び割引料678
28	○ 国庫支出金過年度還付(母子保健衛 生費国庫補助金)	117				117	償還金利子及び割引料117
29	○ 国庫支出金過年度還付(感染症予防 事業費等国庫補助金)	412				412	償還金利子及び割引料412
30	○ 国庫支出金過年度還付(ワクチン接 種体制確保事業費国庫補助金)	7, 121				7, 121	償還金利子及び割引料7,121
31	国庫支出金過年度還付(新型コロナ ○ ウイルスワクチン接種対策費国庫負 担金)	244				244	償還金利子及び割引料244
32	○ 国庫支出金過年度還付(児童扶養手 当給付費国庫負担金)	23				23	償還金利子及び割引料23
33	○ 国庫支出金過年度還付(生活困窮者 就労準備支援事業費国庫補助金)	419				419	償還金利子及び割引料419
34	国庫支出金過年度還付(新型コロナ ○ ウイルス感染症生活困窮者自立支援 金支給事業費国庫補助金)	1, 561				1, 561	償還金利子及び割引料1,561
35	○ 道支出金過年度還付(障害者自立支 援給付費道費負担金)	5, 415				5, 415	償還金利子及び割引料5,415
36	○ 道支出金過年度還付(障害児入所給 付費等道費負担金)	879				879	償還金利子及び割引料879
37	○ 道支出金過年度還付(生活保護費道 費負担金)	1,026				1,026	償還金利子及び割引料1,026
38	○ 道支出金過年度還付(障害者医療費 道費負担金)	695				695	償還金利子及び割引料695
39	○ 道支出金過年度還付(子どものため の教育・保育給付費道費負担金)	1, 099				1, 099	償還金利子及び割引料1,099
40	○ 道支出金過年度還付(子育てのため の施設等利用給付交付金)	5				5	償還金利子及び割引料5
	【 予 備 費 】	4, 092	0	0	0	4, 092	

〈事項別明細の補正〉

番号	款】	金額		財 源	内 訳		摘
钳力	○ 事 業 名	立	国道支出金	地方債	その他	一般財源	加
41	○ 予備費	4, 092				4, 092	予備費4,092
	合 計	165, 578	11, 650	0	28, 754	125, 174	一般財源:財政調整基金繰入金

《介護保険事業会計》

〈事項別明細の補正〉

番号	款	金 額		財 源	内 訳		摘
留万	○ 経 費 名		国道支出金	地方債	その他	一般財源	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	【 諸 支 出 金 】	90, 448	0	0	0	90, 448	
1	○ 過年度過誤納還付金(介護給付費国 庫負担金)	63, 650				63, 650	償還金利子及び割引料63,650
2	○ 過年度過誤納還付金(地域支援事業 費国庫交付金)	1, 226				1, 226	償還金利子及び割引料1,226
3	○ 過年度過誤納還付金(介護給付費道 費負担金)	5, 872				5, 872	償還金利子及び割引料5,872
4	○ 過年度過誤納還付金(地域支援事業 費道費交付金)	653				653	償還金利子及び割引料653
5	○ 過年度過誤納還付金(介護給付費支 払基金交付金)	16, 222				16, 222	償還金利子及び割引料16,222
6	○ 過年度過誤納還付金(地域支援事業 費支払基金交付金)	2, 825				2, 825	償還金利子及び割引料2,825
	숌 計	90, 448	0	0	0	90, 448	一般財源:介護給付費準備基金繰入金

〈補正前〉 〈補正額〉 〈補正後〉

■ 予算総額

1, 779, 641 90, 448 1, 870, 089

令和5年度 水道事業会計

		項	:		E	1			金	額	備	•	考	(甲江:丁円)
0	収	益		的		· 支		出	<u> </u>	1134	VHI .			
1	水	道	Ī	事		業		費	•	541				
	1	営	業			費	•	用		541				
		1 原	水	及	Ω	浄	水	費			給料 手当 法定福利費	100 218 74		
		3 総			係			費		149	手当	149		
0	収補	益 的正 :) 収 後 <i>0</i>	入	及 収	び 支	支 差·	出			収入 支出 0 - 541 = 541			

	•	項		目				金	額	備		考		(
〇資	本	的収	入	及	び	支	出	_			1		<u> </u>	
1 資		本	的		支		出		18,800					-
	建	設	改	τ .	良		費	-	18,800			<u> </u>		
	2	メータ	– j	更新	事	業	費	•		量水器購入費 工事請負費	6,200 12,600			
〇資補	本正	的 収 後 (入 の 収	及 3	び 支	支 差	出引			収入 支出 0 - 18,800 = 18,800				

令和5年度 国、北海道及び夕張市の三者協議の開催結果について

1 開催日時・場所

- (1) 日時 令和5年8月25日(金) 10時00分~12時00分
- (2) 場所 夕張市役所 4 階会議室

2 出席者

- (1)総務省 自治財政局 犬丸財務調査課長、篠宮財務調査官ほか
- (2) 北海道 総合政策部 菅原地域振興監ほか
- (3) 夕張市 本間副市長ほか担当課長

3 協議の趣旨

全国唯一の財政再生団体である夕張市は、平成21年度に策定した財政再生計画に基づき、平成28年度末の抜本的な見直しを経て、財政再建と地域再生の両立を図るべく取組んでいるところ。

4年ぶりの夕張市での開催となった今年度の三者協議においては、次のとおり、現状と課題を三者で共有するとともに、引き続き三者の連携を密にした上で対応していくことを確認した。

4 協議の概要

(1) 市役所庁舎整備

- ・災害対策拠点として耐震性等に課題がある現夕張市役所庁舎の移転改築について、 財政再生計画との整合性等も踏まえ、引き続き三者が緊密に連携し丁寧に議論し ていくこととした。
- ・移転改築の手法については、PFI 導入可能性調査の結果も踏まえ、議論していくこととした。

(2)地域公共交通再編

- ・夕張市内の公共交通の現状及び、市民の足を確保する必要性について、三者で認識を共有した。
- ・夕張市が行う実証実験について、三者で連携して協議していくこととした。

(3) 夕張高校魅力化プロジェクト

- ・夕張高校の在校生数が減少していること、地域振興のためには夕張高校の活性化 が必要であるということについて、改めて三者で認識を共有した。
- ・夕張市が進める市外生徒受け入れに向けた取組が順調に進むよう、三者で連携して協議していくこととした。